

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（抄） …………… 1

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄） …………… 2

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 参照条文

○独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（抄）

（業務の範囲）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

二 九 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3・4 （略）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2・3 （略）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・5 （略）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指

定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 三の二（略）

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。